## 競争政策研究センター, 一橋大学 21 世紀 COE/RES プログラム, 日本経済新聞社共催 国際シンポジウム

# (オープニング~講演)

| 【オープニング】1                            | l |
|--------------------------------------|---|
| 【第1部】基調講演                            | 3 |
| 「新時代を迎えた日本の競争政策 公正かつ自由な競争の定着を目指して 」3 | 3 |
| 【第2部】講演10                            | ) |
| 「措置減免制度と共謀の探知における競争当局の役割10           | ) |
| (はじめに)10                             | ) |
| (リーニエンシープログラムの制度設計・概要)12             | 2 |
| (調査開始前の段階(共謀の疑いなし))                  | 1 |
| (調査開始前の段階(共謀の疑いあり))15                |   |
| (オムニバス・クエスチョン)10                     | 3 |
| (リーニエンシープログラムの効果の測定)17               |   |
| (リーニエンシープログラムの対象の拡大)19               | ) |
| (スクリーニング)22                          |   |
| (まとめ)20                              | 3 |
| 2.松井教授のコメント                          | 7 |
| (カルテルを巡る日本の実情)28                     | 3 |
| (カルテルを巡る規範と慣行)29                     | ) |
| (均衡選択問題)                             | ) |
| (カルテル規制等への示唆)33                      | 3 |

【オープニング】

小島愛之助 CPRC 次長:それでは,定刻になりましたので,国際シンポジウム「新しい競争政策の効果的な実践に向けて」を開催いたします。このシンポジウムは,公正取引委員 会競争政策研究センター,一橋大学21世紀COEプログラム「現代経済システムの規範的 評価と社会的選択」」及び日本経済新聞社との共催により開催するものです。

私は,競争政策研究センターの次長を務める公正取引委員会の官房審議官・小島愛之助 でございます。本日の全体の進行を務めますので,どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに,主催者を代表いたしまして,競争政策研究センターの鈴村興太郎所長から開 会のご挨拶がございます。それでは,鈴村所長,よろしくお願いします。

鈴村興太郎 CPRC 所長:おはようございます。ただいまご紹介をいただきました鈴村です。

本日は,公正取引委員会競争政策研究センター,一橋大学21世紀COE/RESプログ ラム「現代経済システムの規範的評価と社会的選択」及び日本経済新聞社が共同で開催す る国際シンポジウムに多数ご参集賜りまして,大変ありがとうございます。「新しい競争政 策の効果的な実践に向けて」というタイトルが示唆していますように,本日のシンポジウ ムはこの1月4日に施行された改正独占禁止法と,それに基づいて遂行される日本の新し い競争政策を,歴史的な視点,理論的な観点,国際比較の観点を総動員しつつ,包括的に 検討することを目的としています。

幸いなことに,ジョンズ・ホプキンス大学のジョセフ・ハリントン<sup>2</sup>教授,European University Institute のマッシモ・モッタ<sup>3</sup>教授,東京大学の松井彰彦教授というアメリカ, ヨーロッパそして日本を代表する理論的産業組織論,競争政策の理論の卓越した研究者を お迎えすることができました。また,公正取引委員会からは,竹島一彦委員長,柴田愛子 委員,上杉秋則事務総長がそれぞれ基調講演者,コメンテーター及びパネリストとして参 加してくださいました。現在望み得る最善のメンバーが,日本の新たな競争政策の出発点 にあたり,改正された競争ルールの設計方法とその実装プロセスに関して議論を交わすこ の機会は,競争の法と政策に関心を持たれる皆様にとって,知的な刺激と新鮮な情報に満 ちた経験となることを確信しております。

昨年成立しました改正独占禁止法は,従来の独占禁止法に残されていた若干の非整合性 を除去した上に,グローバル化の程度を深める世界経済において,競争の基本的なルール を国際的に調和させる重要なステップを踏んだ点で,画期的な改正でありました。とはい え,新たな競争のルールが国民の福祉にとってどのような成果をもたらすかといいますと, 新たに強化された課徴金制度,公正取引委員会に新たに付与された犯則調査権限,欧米の 経験を踏まえて今回導入された課徴金減免制度に対して,競争ゲームのプレーヤーがどの ように自覚的に反応するか次第であります。また,今後さらに検討される必要がある法の

<sup>3</sup> Massimo Motta

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> Normative Evaluation and Social Choice of Contemporary Economic Systems

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> Joseph E. Harrington

整備と政策の設計も,幾つか残されています。

本日の国際シンポジウムの進行過程で,新たな競争政策を効果的に実践するための理解 と洞察,そして今後のさらなる改善のための知恵が参加者の皆様と協働で作り出されてい くことを期待して,開会のごあいさつとさせていただきます。

小島:どうもありがとうございました。それでは,早速,シンポジウムのプログラムに移ってまいりたいと存じます。

本日のシンポジウムは3部構成になっております。第1部が竹島公正取引委員会委員長 による基調講演,第2部が米国そして欧州から来日していただきましたジョセフ・ハリン トン教授そしてマッシモ・モッタ教授による招待講演,それらを踏まえまして第3部がパ ネル・ディスカッションとなっております。時間等の関係もあり,ステージにご登壇され る皆様のご紹介は,原則として,お名前と現職名のみとさせていただきます。主なご経歴 や,講演のタイトルなどは,お手元に配布のプログラムに掲載しておりますので,そちら をご覧いただきますようお願い申し上げます。

それでは,早速,第1部に移りたいと思います。第1部は,竹島一彦公正取引委員会委 員長による基調講演でございます。タイトルは,「新時代を迎えた日本の競争政策 公正か つ自由な競争の定着を目指して 」でございまして,講演予定時間は30分でございます。

## 【第1部】 基調講演

「新時代を迎えた日本の競争政策 公正かつ自由な競争の定着を目指して 」

スピーカー:竹島 一彦 委員長

(はじめに)

皆様おはようございます。公正取引委員会委員長の竹島でございます。本日は,先ほど 鈴村所長からご紹介がありましたように,公正取引委員会競争政策研究センターと一橋大 学21世紀COE/RESプログラムそれに日本経済新聞社の共催によります国際シンポジ ウムに,このように大勢の方々にご出席いただきまして誠にありがとうございます。それ から,遠路,アメリカそしてイタリアからハリントン教授,モッタ教授に,このシンポジ ウムのためにご来日いただきました。大変ありがとうございます。それから東京大学の松 井教授におかれましても大変ありがとうございます。鈴村所長がおっしゃっていましたよ うに,なかなか今回のようなそれぞれの分野でご活躍されている3教授がおそろいになる というのは難しいことだと思います。そういう意味でも,今回,これら3教授にご参加い ただいたというのは大変うれしく思っております。

この公正取引委員会競争政策研究センターでございますが,これは 2003 年の6月に設立 されたばかりのものでございまして,まだ3年もたっていない若い研究センターでござい ます。設立の趣旨ですが,これは学際的といいますか,法学と経済学の学際的な研究,か つ,理論と実務の架け橋,こういうことに貢献していただくべく,公正取引委員会の職員 も参加しますが,多くは外部の学識経験者の方々に参加していただいて特定のテーマに基 づいてワークショップ等を開催しております。同時に今回のように内外の有識者に集まっ ていただきまして,こういうシンポジウムを開くことによりまして,競争政策の意義,ま た,競争政策に対するアドバイスというものが得られるようにいわば情報発信をしていた だく拠点として設置されたものでございます。

さて,既に皆様ご案内のとおり,今月4日,改正独占禁止法が施行されました。課徴金 減免制度の導入,課徴金算定率の引上げ,犯則調査権限の導入,それから勧告制度を廃止 して,排除措置命令制度に切り替えるという4つの柱からなる改正独占禁止法が施行され たわけでございます。若干遅ればせながらという感じは無きにしも非ずではございますが, 我が国の競争政策も国際水準に照らして遜色のない新しい局面に入ったといっても過言で はないと思っております。そういう意味で,このシンポジウムは「新しい競争政策の効果 的な実践に向けて」ということで行われるわけでございますが,誠に時宜にかなったもの であるというふうに思っております。せっかく頂いた機会でございますので,私は,今回 の改正に込めた私どもの思い,その趣旨それから改正法の概要について簡単にご説明させ ていただき,最後にはこれからの課題といったようなことについてもお話をさせていただ きたいと思います。

(改正独占禁止法について)

まず,なぜこの時期に日本の独占禁止法を改正したのかということでございますが,基 本的な考え方は、競争なくして成長なしということでございます。これはそもそも論にな りますけれども,私は競争なくして成長なし,ということは間違いがないと思っておりま す。それは簡単に申し上げますと、競争を避けていては効率的な生産方式もサービスの提 供も行われないし,それが回り回って経済の成長を阻害するということでございます。そ してそれは、国民生活の水準の向上にマイナスになりますし、それは当然、消費者にとっ て不利益になります。同時に,カルテル・談合が横行しているような業界は,結局廃れて いくという意味で,事業者にとっても,結局はマイナスになります。したがいまして,個 人にとっても,企業にとっても,国にとっても,公正な競争,公正で自由な競争,ルール に基づいた競争というものはどうしても必要であるということなのでございます。裏返し て申し上げますと,不当な競争というものは当然排除されなければならないけれども,ま ともな競争というものを避けて通るわけにはいかない , そういう風に思っているわけでご ざいます。そういう意味で,ちょっと横道にそれますが,昨今マスコミをにぎわしており ます企業の不祥事,それからマンションの耐震の設計の偽造の問題等々において,市場原 理主義,又は競争を優先する考え方は間違っているというような意見もみられるようです が,私はそれは問題の所在を見誤っていると思っています。ルールが不備であるとか,チ ェックする機能が働いていないとかということはあっても,競争そのものの重要性,規制 改革,構造改革,競争政策の必要性というものは何ら変わるものではないと思っておりま す。そういう意味で今この時代,我が国にとって,いわゆる構造改革と並んで競争政策の 推進ということは大変大事であると考えておるわけでございます。

そのような基本的考え方に照らしますと,残念ながら我が国の現状というのは独占禁止 法の違反行為がなかなかなくならないわけでございます。しかも大きな有名な企業が何回 も独占禁止法違反に問われているという現実があるわけでございます。このようなことで はまともな競争が行われているとはとても言えません。どうしてそういうことになるのか と申しますと,公正取引委員会に摘発されて課徴金を課される可能性を考慮しましても, これはやはりカルテル・談合をやったほうが企業のためになるという計算が働いているか らであります。独占禁止法違反行為に対する抑止力というものは,これは皆さんご案内の とおりだとは思いますが,摘発された場合にどの程度のペナルティーを受けるのかという ことと,どの程度の確率で見つかるのかということの掛け算に依拠するわけでございます。 そういう意味で競争法をきちっと守っていただく,逆にいえば抑止力をつけるためには先 ほどの掛け算のそれぞれのファクターについて強化するということが当然必要になってく るということでございます。そういう観点から先ほど4つの柱と申し上げましたが,その うちの一つ目の課徴金算定率の引上げを行いました。これはまさに先ほどの掛け算の一要 素であるペナルティーの強化でございます。詳しいことは申し上げませんが,大企業につ いては従来,対象商品の売上高の6%を賦課しておりましたが,それを今度は 10%にいた しました。また,過去 10年以内に違反行為をして確定した課徴金納付命令を受けたことが ある事業者に対しては,課徴金算定率を5割増しとする制度が導入されました。要するに 繰り返し行っている企業の場合は課徴金算定率は基本的に 15%ということになるわけでご ざいます。それから,カルテル・談合というのは密室で行われているため,なかなか証拠 が残らないということで,これは各国の競争当局は皆悩んでいるわけでございますが,そ ういう中で,いかに摘発すべきものを摘発するか,その摘発率を上げるかということで, リーニエンシー制度というものが導入されたわけでございます。日本もようやく今回の改 正で遅ればせながら課徴金減免制度を入れることができました。これによりまして,摘発 率の向上を期していく必要があるわけでございます。また,この制度には,カルテルメン バーの間で疑心暗鬼を起こさせ,カルテル・談合をやりにくくし,また,既にカルテル・ 談合というものが存在しているのであればそれを不安定にするという効果もあります。

我が国の課徴金減免制度は,欧米のリーニエンシー制度と基本的には同じ考え方,つま り,カルテル・談合の摘発率の向上,でございますが,いくつか相違点がございます。ま ず,我が国の課徴金減免制度の適用を受けられる企業は最大3事業者となっております。 それから,公正取引委員会の立入調査の前か以後かで大変大きな差を設けているというの も一つの特徴かもしれません。その辺は今日のご議論になってくるだろうと思います。

3つ目の柱は,犯則調査権限の導入でございます。従来,悪質な違反行為については行 政処分だけではなくて検事総長に告発することによって刑事処分を求めるということをや っておりましたが,それをより適正な手続のもとに行うための権限として従来の行政調査 権限に加えまして,犯則調査権限という強制調査権限を得ることにしました。

4つ目の柱は審査・審判手続の見直しでございます。従来一つの事件を処理するのに大 変時間がかかっておりました。これはまず,カルテル・談合をやったかやらないかについ ての審査・審判があり,それが決着した後に,今度は,課徴金納付命令を巡って審判があ るという手順でやっておりましたので大変時間がかかっていたわけでございます。こうい う時代やはり,物事はスピーディに効率的に処理するということは非常に大事である,競 争政策の場合は特にそうであって,迅速・的確にものごとを処理する必要があるという観 点にたちまして勧告制度というものを廃止して行政命令を最初から出しますと,課徴金納 付命令と同時に出しますという道を開く改正をいたしました。しかしながら,そのような 命令を,いきなり出すということではなくて,事前にきちんと説明をし,企業のご意見も, 反論も十分に聞いた上で命令を出すようにしております。それでもなお事業者の納得が得 られない場合は従来と同じように審判手続に入っていただくということにしており,適正 手続の観点にも十分に留意しているわけでございます。

以上の4本の柱からなる改正法が成立をし,施行されたわけであります。まだペナルティーの水準において,欧米に比べて甘いというご指摘はありますが,私は一言で申し上げまして,今回の改正によって日本の独占禁止法の水準というのは欧米に比べてそう遜色のないものになったのではないかというふうに思っております。

(今後の課題)

今後,改正独占禁止法の定着に向けて我々としては努力していかなければならないので すが,その関係で大きく3つ申し上げたいと思います。

1点目は,とにかくこの改正独占禁止法を的確に,厳正に執行するということでありま す。それから,大企業が行うカルテル・談合だけではなくて,中小企業に対して不当な不 利益を与えるような行為,これは独占禁止法第 19条が禁止をしている不公正な取引方法で ございますが,これらについても,引き続き,迅速かつ厳正に対処していきます。具体的 には不当廉売,それから,優越的地位の濫用というような問題について日本はきちんと対 応していかなければならないと考えております。現行法制でこれらについては課徴金の対 象にも罰金の対象にもなっておりませんが,少なくともそういうものをしっかりと摘発し, 世間に公表することによって是正を促すという努力は今後ともしていかなければならない と思っております。

2点目の課題は国際協力ということでございます。これはバイラテラルな協力もあれば マルチラテラルな協力もございます。経済がグローバル化している中で,競争法の適用や 内容の国際化・コンバージェンスという問題は避けて通れません。企業結合の問題,それ から国際カルテルの問題,これらについては関係競争当局間の協力ということが大変重要 になってきております。アメリカとEUは正にこれを日常的な作業として行っているわけ でございます。日本はそこまではいっておりませんが,これからは今般施行された改正独 占禁止法を受けまして,国際カルテルや企業結合の問題についてより具体的に関係国との 協議が必要になってくるのではないかと思っております。日本は既にアメリカ,EU,そ してカナダとバイラテラルな独占禁止協力協定を結んでおりまして,定期的な意見交換の みならず具体的なケースに応じて協議も行っておりますが,このリーニエンシープログラ ムの導入に伴いまして国際カルテルに関してはより具体的に日本も関係をしてくると,つ まり,今までは日本にその制度がありませんでしたので,当該企業はアメリカやEU当局 には申し出ても日本には申し出てこなかったわけでありますが,今後は様相を異にしてく るだろうと思っております。それから,マルチラテラルな面では,日本も参加しておりま すが,OECDとかICNというものがございます。ICNについては 2008 年,2年後で ございますが,日本で総会をするということを昨年コミットいたしております。

それからもう1点,東アジアにおきましても競争法というものが大分整備されてまいり まして競争当局というものが置かれるようになってきております。お隣の中国も今まさに 日本と同じような包括的な競争法というものを検討しておりまして,近いうちに,早けれ ば今年中には,成立をすると聞いております。お隣の韓国も当然日本と同じような制度に なっておりますし,台湾もそうでございます。インドネシアもそうでございます。そうい う状況の中で,去年初めて,東アジア地域における競争当局のトップレベル会合が開催さ れました。これは,それぞれのお国事情が違うところがございますが,トップレベル会合 をやって,競争当局ないしは競争政策についての連携を深めていこうということで我が国 が提唱したものでございます。これらの活動については,今年も引き続いてやります。こ の国際協力については,バイラテラルそしてマルチラテラルの両面にわたって強化してい く必要があると思っております。

最後に申し上げたいことは,なんといいましても法律を改正すればすべてができるというわけではもちろんないということでございます。仏作って魂入れずということでは目的を達することはできません。やはりどうしてもこの競争法,独占禁止法なり競争政策というものに対する意識改革が必要であると思っております。これは最初に申し上げましたように,公正で自由な競争が国民生活,国民経済にとって大事であるということであれば,やっぱりそういう認識で,それは何も世間のためだけではなくて,自分の企業,自分の事業のためにもなるということであるとすれば,そういう認識で行動していただくかどうかということでございます。そうであるならば,違反行為をやっている者を公正取引委員会にとがめてもらうための行動が当然あってしかるべきで,それがまともな社会だというふうになっていかないものかと思うわけでございます。これは,具体的には独占禁止法の適用の対象である民間の事業者の方々だけの話ではもちろんありません。日本の場合は官製 談合という問題もいわれているわけでございます。発注者においても当然意識を変えていただく必要があると思っております。消費者におかれましても,今申し上げたような観点からその目を光らせていただく必要があります。

その関係で一言,コンプライアンスプログラムという問題がございます。やはり,独占 禁止法を改正し,それに対応して企業が行動していただくためには,企業自身がやっぱり コンプライアンスプログラムをしっかり持ってかつそれを実行していただくことが大変大 事であるということでございます。この観点で,私どもは,今,東証一部上場の企業約1,700 社ございますが,この企業にお願いをいたしまして,コンプライアンスプログラムについ てのアンケート調査をしております。この結果を受け,我々なりの考え方も付け加えて, その結果を,世の中にお示ししたいということを考えておるわけでございます。そうする ことによって各企業におけるいわばベストプラクティスといったようなものが一層普及す るようになればいいと思っております。やはり,コンプライアンスの場合はただプログラ ムがあるだけではなくて,いったん事が起こったときにどういうように社内でもって情報 が伝達され,その取扱いはどういうことになるのか,違反行為を行った職員に対しては懲 戒処分があるのかないのか,その基準は何かというところまで,きちんとしていないと絵 に描いたもちになるのではないかというふうに思います。やはりこれは,法務部とかコン プライアンス部といった会社の中の一部署の話ではなく,経営者自らがそういう意識をも ってご自分の社内のコンプライアンスプログラムなりその執行のあり方についてきちんと 考えていただく必要があると思っております。今回はリーニエンシープログラムが導入さ れましたので,早く違反行為をやめて公取委の調査に協力するという金銭的メリットもあ ります。他方,先ほど申し上げましたが,繰り返し違反行為を行うものについては5割増 しの課徴金算定率が適用されるという制度も導入いたしました。独占禁止法違反行為に対 する社内的な認識が甘ければその経済的損失は従来に増して大きくなるということになっ ておりますので,コンプライアンスプログラムについての取組が今までの次元と異なって くるというようになればよいなと思っております。

それから官側においては,官製談合防止法の改正の問題,それからそもそも入札制度の 問題がございます。例えば,この入札制度についても一般競争入札がいいということはい われておりますが,これがなかなか地方自治体までは浸透していない現状にあります。昨 年の鉄橋の大型談合事件を契機として,大分様相は変わってきておりますが,やはり中小 企業保護であるとか,地元企業優先とかという問題があるわけでございます。そういうも のを踏まえて,マーケットを分ける,これは中小企業のマーケット,これは大企業のマー ケットと分けることはあるとしても,分けられたマーケットの中では談合をやってはいけ ませんとか,ちゃんとした競争をやってくださいということでなければいけないのではな いかと思っております。私ども公正取引委員会といたしましては,発注者側において,こ の際,きちんとした入札制度の見直しが行われることを期待いたしますし,そうなるよう に公正取引委員会としても努力をしていきたいと思っております。

(おわりに)

最後になりますが,いずれにしましても,改正独占禁止法は今年の1月4日に施行され たばかりでございます。これから先も法律が改正されたということで事足れりということ ではございません。EU的な行政制裁金というもの1本でいくのがいいのか,刑事罰との 併存がいいのかという問題,それから審判のやり方が今のままでいいのかどうかという問 題,それから先ほど申し上げた不当廉売や優越的地位の濫用等のいわゆる不公正な取引方 法に対してペナルティーを設けなくていいのかどうかといった問題,これら独占禁止法の 基本問題の検討ということが課題になっております。現に,昨年の7月から内閣府に独占 禁止法基本問題懇談会というものが設けられましてこれら課題について検討が行われてき ております。今年の夏には,この懇談会が中間論点整理をされるということになっており, 来年の夏には最終的な提言をされるということになっております。そういうことで日本の 独占禁止法問題はこれからもなお現在進行形の問題として進んでいるわけでございます。

そういう時期に,リーニエンシーの運用にしてもカルテルの取締りにしても経験が豊富 でございます米国そして欧州から,ジョンズ・ホプキンス大学のハリントン教授,それか ら欧州大学院のモッタ教授をお招きできたこのシンポジウムは非常に意義があると思いま す。東大の松井教授にもご参加いただいております。今日は是非よいお話を聞かせていた だき,また,本日ご来場されました皆様方におかれましても,どうか積極的に議論にご参 加いただき,有意義な国際シンポジウムにしていただければ大変ありがたいというふうに 思います。

私から以上申し上げまして基調講演に代えさせていただきます。大変ご清聴ありがとう ございました。

小島: 続きまして,第2部の招待講演に移ってまいりたいと思います。招待講演は2つ ございます。午前中に1つ,午後に1つでございます。各招待講演は50分ほどを予定して おります。その後,20分間コメンテーターの方からコメント等をいただくことになってお ります。

最初の講演者は,ジョンズ・ホプキンス大学経済学部のジョセフ・ハリントン教授でご ざいます。コメンテーターは東京大学大学院経済学研究科・経済学部の松井彰彦教授にお 願いしております。

それでは,ハリントン教授,松井教授,壇上の方へお願いいたします。では,早速ハリントン教授による招待講演を始めたいと思います。タイトルは,「措置減免制度と共謀の探知における競争当局の役割」です。それでは,ハリントン教授,よろしくお願いいたします。

【第2部】講演

「措置減免制度と共謀の探知における競争当局の役割」 スピーカー:ジョセフ・ハリントン 教授 コメンテーター:松井 彰彦 教授

1.ハリントン教授の講演

(はじめに)

おはようございます。11 年前の先週の水曜日,米国のアトランタのホテルで開催された リジンのカルテル会合に味の素のミモト・カンジ氏が参加していました。ドアがノックさ れたので,ミモト氏は冗談で「FTC4が来たのかな」と言いましたが,そうではなく,ホ テルの従業員になりすましたFBIの覆面捜査官が来たのです。

アトランタで会合を持つのは少し珍しいことでした。米国では,価格協定について厳し いため,グローバルなカルテルの会合はあまり開かれなかったからです。ADM5の従業員 であり政府に対しての情報人であるマーク・ホワイトエーカー氏がミモト氏に対して「ハ ワイで開こう」と提案することで,米国で会合することが可能になったのです。ハワイの ゴルフ場という誘惑に勝てる企業の役員はほとんどいないようです。私はアトランタには 何度も行ったことがありますが,なぜミモト氏が,アトランタに行く気になったのかはわ かりません。

そのアトランタ会合があって以来,たくさんの国が共謀に対して積極的な政策を取って います。今日は,日本の新しい政策についてコメントできることをうれしく思っています。 リーニエンシープログラムが導入され,ペナルティーが厳しくなることになって,日本の 公取委もカルテルと戦う大きなツールを手に入れたことになります。今回は,共謀に対す る戦いにおいて競争当局がどのような役割を持つか,特に,どのように共謀を探知してい くかというお話をしたいと思います。断定的な答えはないのですが,私が申し上げること が効果的にカルテルと戦う上で皆様方の議論の参考になればと思います。

カルテルとの戦いのプロセスを考えるに当たり,3つの重要な段階に分けて考えると分かりやすいです。カルテルの探知をする段階,訴追をする段階,そして罰則を与える段階 です。それぞれの段階について,実効的な観点から競争当局はどのような役割を果たすの かを考えてみたいと思います。

まず罰則の段階についてですが,米国のように緩やかなところから,競争当局のみが罰 則を与えることができる日本やEUのように強力なところまで,いろいろなところがあり

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> Federal Trade Commission (米国連邦取引委員会)の略

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> Archer Daniels Midland Company (米国の穀物商社)の略

ます。もちろん米国には罰則に加えて買い手による民事の損害賠償があります。

訴追の段階においては,ある程度強力な米国から,日本のように強力な国があります。 どちらにしても競争当局のみが起訴するわけです。米国の場合には政府のとる措置に加え て私訴もあります。ですから,罰則及び訴追について,競争当局の役割には大幅なものか ら支配的なものまであるわけです。しかし,探知については,米国の経験に限って言えば 競争当局の役割は弱かったといえます。

追加的な情報を少し申し上げます。これは,1991年の Antitrust Bulletin からの引用で すが,「往々にして,反トラスト局は,例えば不満を持っている従業員や顧客,調査中の案 件の証人から手がかりを得て動いている。このため,反トラスト刑事事件の探知について, 当局は反応型になることが多い」とあります。60年代から70年代初めのデータに基づく古 い研究を見ると<sup>6</sup>,司法省のやった49件の価格カルテル事件のうち2件だけが職権において 反トラスト局が自ら探知したケースでした。

| Method   | Number of Cases |
|--|-----------------|
| Grand Jury investigation in another case                       | 12              |
| Complaint by a competitor                                      | 10              |
| Complaint by a customer  | 7               |
| Complaint by Local, State or Federal Agency                    | 6               |
| Complaint by current or former employees                       | 3               |
| Complaint by Trade Association Official                        | 2               |
| Investigation of conduct or performance initiated by Antitrust |                 |
| Division   | 2               |
| Newspaper account  | 2               |
| Referred to Antitrust Division by the Federal Trade Commission | 2               |
| Complaint by anonymous informant                               | 1               |
| Merger investigation   | 1               |
| Private suit   | 1               |
| Total  | 49              |

### METHOD OF DETECTION IN 49 CASES<sup>a</sup>

\* This information was not available for the remainder of the cases in the sample.

そういうことで,今日は主たる課題として,競争当局がもっと活発に共謀を探知できる か否かということについて考えてみたいと思います。

まず,このリーニエンシープログラムを比較分析してみたいと思います。日米の比較が 主ですが,EUも含め,制度設計と運用の比較をしてみます。特に,制度設計が,どのく らい企業に,当局に報告するインセンティプを与えているかについてです。それから,ま だ答えはあまりなくて質問のほうが多いくらいなのですが,評価についても述べさせてい

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> 同様の最近の研究結果はない。

ただきます。リーニエンシープログラムに実効性がどのくらいあるのかを評価するという ことです。比較分析をするに当たって,探知の問題はもちろん罰則の問題についても考え てみます。そして,更に話題を広げ,リーニエンシープログラム以外に報告を促進するも のとして何かあるのかを考えてみたいと思います。最後に,実際に共謀被疑行為を摘発す るための具体的なプログラムを策定している競争当局についてお話しします。

(リーニエンシープログラムの制度設計・概要)

それでは、リーニエンシープログラムの制度設計と運用について考えてみましょう。目 的ははっきりしていますね。起訴をしやすくするため、カルテルの形成を防ぐため、摘発 率を高めるため、カルテルを不安定化させるため、存続期間を短くし、犯罪を見合わない ものにすることによってカルテルの抑止を図るため、ということです。訴追、探知、行為 の中止、そして抑止にリーニエンシープログラムが働いてほしいわけです。リーニエンシ ープログラムの、様々な段階について考えてみます。まず、罰則の減免が与えられる基準 がありますが、これはどの段階でリーニエンシーが受けられるのか、何社が受けられるの か、誰が適格なのかといった点で日欧の制度と違いがあり得ます。第2に、リーニエンシ ーを受けることにはどういう意味があるのかということです。つまり、リーニエンシーを 申請することで、どのくらい措置が減免されるのかということです。

それでは,ごく簡単に米国,日本,EUのリーニエンシープログラムについて概観して みたいと思います。

まず,米国は,最初の申請者のみ「全面」免除を得て,時期は審査開始前後どちらでも 構いません。「全面」の文字はかぎかっこの中に入れておきました。というのは,すべての 政府のペナルティーが対象なのですが,米国では,民事の損害賠償もあり,こちらのほう が金銭的に重いのが常なのです。顧客に与えた損害の3倍額賠償というものがあるのです が,2004年の法改正によって,リーニエンシープログラムを認められた企業は1倍額賠償 で済むことになりました。残りの2倍分の賠償は,他のカルテルメンバーに引き継がれま す。それから,米国では部分的免除はありません。司法取引をして一種の部分的免除を得 ることはできますが,保証はありません。

E Uの場合ですが,米国と同じように最初の申請者のみ全額免除になり,調査開始の前後は問いません。しかし,米国と異なり,複数の企業を対象として最大 50%という部分的な減額制度が設定されています。

日本の場合は,全額免除になるのは最初の申請者のみですが,ユニークな特徴があり, 申請時期は審査前に限るということになっています。また,EUと同様に減額制度があり, 審査開始前であれば 50%割り引かれる可能性がありますが,審査開始以後であればその減 額率は 30%になります。

これらのプログラムを図式化しました[下図]

Relative gain to reporting before an investigation

| High |       |      |      |      |                  |
|------|-------|------|------|------|------------------|
|      | Japan |      |      |      |                  |
|      |       | E.U. |      |      |                  |
|      |       |      | U.S. |      | Relative gain to |
| Low  |       |      |      | High | reporting first  |

横軸は,最初に申請すると2番目よりも相対的にどのくらい得をするのかということで す。縦軸は,審査開始前に報告したほうが審査開始以後よりも相対的にどのくらい得をす るかということです。米国はこの辺に位置しています。つまり,このプログラムの設計上, 最初の申請者には全面免除を保証するが,後発の人には保証は何もないということで,最 初の申請者の利得を大きくしています。しかし,これは調査開始前に報告する利得を弱め ます。1993年にかなり大幅にリーニエンシープログラムが改正されたわけですが,重要な 改正の一つは,調査が開始された後もリーニエンシーを認めようというものでした。日本 は位置的にはこの辺でしょうか。部分減額を提供することにより,最初に報告する利得を 弱めていますが,審査開始前に報告する利得を強化しています。審査開始前ならば,原則 として,全額免除を受けるのに,審査開始以後であれば 30%の減額しか得られないからで す。EUはその中間というところでしょうか。

ここで,プログラムがどこに位置するかによって,インセンティブにどのように影響を 与えるかを考えてみたいと思います。この分析を考えてみて分かったのは,時期によって, プログラムのインパクトもそれなりに違うということです。3つのステージがあります。 まず,競争当局が共謀があることを全く知らず,怪しんでもいないというステージです。 それから,調査が始まる前段階。これは,競争当局はある程度の共謀についての情報を持 っているのですが,調査は開始していないというステージです。そして最後の段階が,実 際の調査開始以後です。

プログラムを比較して,企業が報告するインセンティブにどのように影響するか議論す るに当たり,一つの理論が有用です。それはカルテルメンバーが直面する協調ゲームを考 えるということです。それぞれの企業がリーニエンシーを申請しようかどうか迷い,協調 ゲームが起こるわけです。これには2つの解があり得ます。まず,誰も報告しないという 解です。これは,ほかの仲間も報告しないだろうということで,みんなが沈黙を守ります。 そして,カルテルが発見されず,発見されても事件として訴追されないことを期待すると いう解です。他方,皆が報告するという解もあります。他社が報告するだろうと考えて, むしろ,リーニエンシーを受けようとして,みんなが競い合って当局に報告しようとする 解です。

もっとダイナミックに考えてみましょう。そうすると,待ちを決め込むか,競い合って 申請するかのどちらかなのですが,各社は,最初は申請を控えていますが,他社が絶対に 申請しそうだということになれば,急いで他社を出し抜こうとします。ですから,企業が 待たないようにし,リーニエンシーを競って申請するように誘導することが当局の課題の 一つなのです。

(調査開始前の段階(共謀の疑いなし))

競争当局に何も知識がない段階から始めましょう。競争当局は共謀についての情報や疑いを全く持っていません。リーニエンシープログラムはカルテルを探知するために使われるツールであるということを考えると、このことは、不思議ではない状態です。この段階においては、プログラム間にはあまり違いはありません。つまり、リーニエンシーは第一申請者にほぼ自動的に認められるのですから、比較分析の観点からの論点というのはあまりありません。

申し上げたいのは,既存のリーニエンシープログラムでは,自発的な報告につなげるに は不十分かもしれないということを認識するということが重要だということです。制裁金, 罰金を減額することも誘因になるかもしれませんが,企業が,報告しなければ共謀をずっ と続けられると思えば,誘因としてはかなり弱いのです。共謀による確実な利益があるな ら,それはリーニエンシーの活用の妨げになるということです。

また,報告した従業員に企業内で罰則がかかってしまうかもしれず,これは免れ得ない でしょう。ですから,当局側に情報がない場合に,企業が競争当局に情報を持って来るく らいの強いインセンティブがあるかどうかという問題があります。この事実を見失わず, より強いインセンティブを盛り込んだプログラムを作るようにすべきです。たしかに,褒 賞金は選択肢として挙げられてきましたが,かなり議論があります。この制度を持ってい る国は知りませんが,本当に探知を誘い出したいのであれば,当局に情報がないときに効 果的に働くリーニエンシープログラムを考える必要があります。そのリーニエンシープロ グラムとは,企業側にそのインセンティブが十分に働くかどうかは不明である,調査開始 前で当局が共謀の疑いを抱いていない段階において効果的に機能するリーニエンシープロ

リーニエンシープログラムがより効果的なのは調査前の段階だと思います。この段階で したいことは、まず共謀をやめさせること、そして、罰則を最大限にして、共謀をすれば 大きな罰を受けることを知らしめ、共謀がなされることを抑止することです。リーニエン シープログラムには、競争当局にとっての基本的なトレードオフがあります。つまり、リ ーニエンシーを提供するとペナルティーは弱くなり、カルテルの形成を促進してしまうの ですが、他方で、他のメンバーに罰則を科す可能性を高めることができるということです。 リーニエンシープログラムを分析するに当たり、このトレードオフは必ず出てくる話です。 調査前の段階においては2つの競争があり、ここで、これらについて少し話したいと思います。

まず,カルテルメンバー間の競争です。これは第1申請者と第2申請者ではリーニエン シーの度合いが違うからです。米国ではこのカルテルメンバー間の競争に重きを置いてい ますが,部分的リーニエンシーがあるプログラムでは,この種の競争は,いくらか和らげ られます。

どのプログラムにも利益とコストがありますが,部分的リーニエンシーを与えるメリッ トというのは証拠がより多く得られるということです。問題はこれらの証拠にいかなる価 値があるかです。第1申請者は,確かに大きな価値のある証拠を持ってきてくれます。第 2申請者はどうでしょうか。具体的な証拠がまだないのであれば,第2申請者の情報もか なり役に立ちます。ただ,真の問題は第3申請者がどのくらい価値のある情報を与えてく れるかということです。ここが肝心なところだと思います。リーニエンシーを複数者に対 して提供すると,第1申請者になることへのインセンティブが弱くなるという欠点があり ます。第1申請者になろうとする競争へのインセンティブを弱めて,各企業が申請を控え る方向に働くかもしれません。

次に,2つ目の競争ですが,それは,競争当局とカルテルメンバー間の競争です。これ は,調査の開始前か以後かでリーニエンシーが異なるからです。日本の場合には,調査前 と以後で,あえて非常に大きな格差を設け,調査前ということが非常に重要となっていま すが,米国はこの点をあまり重要視していません。調査前と調査以後であえて格差を激し く付けることで,ベネフィットもたくさんあると思いますが,競争当局は調査前の段階で 非常に戦略的なプレーヤーになれるということをここで強調してお話させていただきたい と思います。つまり,リーニエンシープログラムの持っている力というのは,いったん調 査が始まってしまうと日本の場合は30%しか減額にならないし,また,第1申請者,第2 申請者,第3申請者の間には格差がないということですから,極めて弱体化してしまうの です。やはり格差があれば競争は高まり,格差がなければみんなが待ちを決め込んで報告 しないということになるわけです。

(調査開始前の段階(共謀の疑いあり))

審査開始前の段階について考えてみたいと思います。いったん調査が開始されてしまう と、リーニエンシープログラムの力が激減してしまうので、これは日本の公取委にとって は重要な段階です。では、2つ申し上げます。この2点について、ぜひ考えてください。

まず,第1点です。競争当局が個別のカルテルメンバーにリーニエンシーを申請するよう働きかける場合です。もちろん競争当局は企業が自発的にくるのを待っていてもいいのですが,積極的に競争当局が企業へ出掛けていって申請しないかと呼び掛けることができれば,少なくとも次の2つのベネフィットがあります。

まず1つは,例えば,競争当局が企業にリーニエンシー申請を働きかけるというポリシ

ーが存在している場合,当局はある企業に働きかけたが,ある企業は自分のところには打診がなかったということになると,「他のところには来たのに」と,戦々恐々としてしまうわけです。それがインセンティブになり,その企業は,自発的に「他の会社に出し抜かれる前に申請しよう」と思うということです。

2つ目のベネフィットは,誰がよりリーニエンシーを受けるかということについて,競 争当局が影響を与え得るということです。理想的には,小さな企業に,リーニエンシーを 与えたいわけです。というのは,より多くの罰金,制裁金を集められるからということも ありますが,より重要な理由は,カルテルメンバーの中でも首謀者は大体大きい企業が多 く,そういった企業を特に強く罰したいわけで,より大きな制裁金を大きな企業に与える ことができるということです。

第2点は,調査開始時期についてです。何か怪しいと分かっているけれども,まだ調査 は始まっていない段階というのは,特に,調査が始まるとリーニエンシーが大幅に減る日 本の制度においては非常に重要なタイミングです。ですから,この段階をどうやって賢く 使うかが鍵になってきます。もしかすると,場合によっては事前に調査開始日を発表する ほうがいいのかもしれません。そうすると,ある程度アムネスティーを受けるためのウイ ンドウが広がります。カルテルメンバー同士の競争が促進されるかもしれません。ただ, 間違いなく,立入検査の意義は失われてしまいます。

(オムニバス・クエスチョン)

最後に,リーニエンシープログラムの制度設計及び運用に関してお話ししたいことが1 つあります。それは「オムニバス・クエスチョン」と呼ばれているものです。これはこう いうものです。まず,米国司法省がリーニエンシープログラムの証人に対して面接をした 後,以下の質問をします。「価格協定や談合,その他似通った活動について,この業界の他 の商品若しくは他の業界の情報を何か持っているか。」もし,彼らが質問に誠実に答えない 場合,アムネスティーは受けられず,偽証で告発されるかもしれません。

このオムニバス・クエスチョンが重要な探知源となった事件が多数あります。また, 複 数の市場でカルテルに参加している企業は多くあり,オムニバス・クエスチョンにより摘 発された例があります。米国におけるオムニバス・クエスチョンの威力を考えてみると, 会社レベルよりも従業員個人レベルでのインセンティブとなることが多いと思います。他 の市場での共謀について暴露すると企業に損害を与えてしまいます。しかし,リーニエン シープログラムが従業員に適用されるこの段階において,従業員の利害は会社の利害とは 一致していないのです。その従業員は,企業に損害を与えたわけですから,企業内では降 格されているかもしれず,さらにいえば,首になっているかもしれないわけです。ですの で,従業員にとっては,自分自身がアムネスティーを受けて,監獄から逃れ,個人の罰金 を支払わずに済ませる方が大事なわけです。ですから,従業員が真実を言うインセンティ ブは非常に強いわけです。 オムニバス・クエスチョンが日本でも機能するかどうかという問題ですが,日本にはこ のような質問に対して答えなかった場合の個人に対する罰則はありませんから,この理屈 が日本において有効かどうかははっきりしません。また,企業内の従業員の地位もはっき りしていません。リジンカルテルの事件では,味の素における行為関与者が厳しく罰せら れた様子はなく,この場合,従業員の利害は企業の利害と一致したのでしょう。しかし, 偽証についての個人対象の罰則が導入されればどうでしょうか。このオムニバス・クエス チョンは,おそらく,米国ではリーニエンシープログラムを通じた最も有力な情報探知源 ですが,日本でも同様の制度を導入することが可能なのでしょうか。

(リーニエンシープログラムの効果の測定)

それでは次に,リーニエンシープログラムの効果の測定について考えてみたいと思いま す。リーニエンシープログラムを整備したら,その効果を評価することが非常に重要です。 望んでいた目的を達成したのか,何が有効で,何がそうでなかったか,どこを改善すれば よいのかといったことです。

リーニエンシープログラムの制度設計がその活用に影響を与えるのは明らかです。米国 の経験では,まず 1978年にこのリーニエンシープログラムを導入しました。当時は,1年 に1件しか申請がなかったのが,1993年に大幅改正があってから1か月当たり約2件の申 請が来るようになりました。ですから,この改正はリーニエンシープログラムの活用に関 して,大いに効果があったのです。EUにも同様の経験がありました。EUは,1996年に リーニエンシープログラムを導入しましたが,その後6年間の申請件数は年間約16件ほど でした。しかし,2002年に改正されてから申請件数が増え,2005年半ばまでに140件の 申請がありました。このことから,リーニエンシープログラムの制度設計がその活用に影 響を与え得ることは疑いありません。真の問題は,何がここでいう成功なのかということ です。利用率が高ければ成功といえるのでしょうか。そうではありません。ここでいう成 功とは経済における共謀の率によって測られます。結局,我々が知りたいのは,リーニエ ンシープログラムによって,どれだけ訴追の成功率が上がり,探知可能性が上がり,カル テルの平均存続期間が短縮し,共謀の数が減ったのかということです。

これらの問いに答えるには,基本的なデータの問題にぶつかります。まず,リーニエン シープログラムはどのように経済全体の共謀件数に影響を与えたかという質問について考 えてみましょう。カルテルの件数を観察し,リーニエンシープログラムの導入後にどうな ったかを見るということを考えてみましょう。その場合,まず,共謀は違法行為なので表 には出て来ず,実際のカルテルの数は決して分からず,摘発されたカルテルの数しか分か らないという問題があります。また,次のような推論上の問題もあります。リーニエンシ ープログラムが本当に機能しているとします。まあ,機能しているかどうか分からないか ら,実証により評価しようとしているわけですが。リーニエンシープログラムが機能して いると仮定します。一定のカルテルの件数があるとして,リーニエンシープログラムによ リ探知率が上がったとすれば,摘発されたカルテルの数に反映されます。これは良い測定 方法でしょう。しかし,問題は,この探知率が高いということが,カルテルの形成件数を 減らしたということにもなり得るということです。ですから,リーニエンシープログラム に伴い,カルテルの形成件数が減り,それをより高い率で発見するということになるわけ です。ですから,発見されたカルテルの数に対するリーニエンシープログラムの影響は, はっきり分からないところがあります。リーニエンシープログラムが機能しているかもし れませんが,実際に発見されたカルテルの件数に対する同プログラムの影響は測定できな いということです。逆に,発見されたカルテルの数に対する影響がないということは,リ ーニエンシープログラムが機能せず効果がないということを示しているのかもしれません。 リーニエンシープログラムの効果について考えるとき,この推論上の問題も課題となりま す。

このことを私もよく考えてみました。それで予備的な研究をしていますので,少し結果 をお知らせします。繰り返しになりますが,私が指摘したいのは,リーニエンシープログ ラムの効果の測定方法を考える必要があるということです。

この研究によれば, リーニエンシープログラムの効果は発見されたカルテルの存続期間 に影響するかもしれないということです。つまり, リーニエンシープログラムがうまく機 能しているのであれば, 導入直後の短期的にはカルテルの存続期間が長くなり, 長期的に は短くなるということです。ですから, リーニエンシープログラムが機能していれば, 数 年間は,より存続期間が長いカルテルが摘発され,その後,長期的には,より短期間のカ ルテルが摘発されるだろうということです。

なぜこういう結果になるのかを申し上げます。企業が,そのリーニエンシープログラム を非常にアグレッシブなポリシーであると評価したとします。すると,今まで存続はして いたけれどもわずかに安定していたようなカルテルは崩壊します。リーニエンシープログ ラムが導入されたためにカルテルが安定しなくなると理解するからです。そのようなカル テル,共謀は解消されてしまいますから,発見もされません。

残りのカルテルは,より安定して長期間にわたって存続しているものです。このカルテ ルが摘発の対象となるわけです。リーニエンシープログラムがきちんと機能しているので あれば,短期的には,長く存続していたカルテルが摘発されることになるでしょう。そし て長期的には,リーニエンシープログラムが開始された後に形成されたカルテルは短くし か続かない傾向になるということです。これはリーニエンシープログラムがカルテルを不 安定化させるからです。これは,間接的に,リーニエンシープログラムの効果を測る方法 です。

このリーニエンシープログラム,より大きく括って,反トラスト関連のプログラムの効果の推定方法については,政府と学界が協力して,考えるべきものではないかと思います。

(リーニエンシープログラムの対象の拡大)

それでは2番目のテーマに移ります。これは,リーニエンシープログラムの対象を拡大 するということについてです。リーニエンシープログラムの狙いは,一番情報を持ってい る人,つまりカルテルメンバー自身に情報を提供してもらうということです。論理的に考 えますと,次のステップは,共謀について価値のある情報を持っているカルテルメンバー 以外の個人を誘引するプログラムだと思います。3つの候補者が考えられます。バイヤー, カルテル行為者自身ではないが共謀会社の従業員,そして,カルテルに関わっていないラ イバル会社です。

どうすればこれらの人が情報を競争当局に報告してくれるようなプログラムになり得る かを一つ一つ考えてみましょう。

まず,バイヤーです。これは我々のような最終消費者ではなく業界のバイヤー,つまり 仕入れをする人たちです。仕入れの担当者というのは価格や市場データに詳しいです。こ の人たちが共謀について怪しむことがあると考えるのは自然なことです。彼らは価格の上 昇を目にするかもしれませんが,同時に,その価格上昇を説明する需要やコストの動きが ないということを感じるかもしれません。また,顧客制限があるためなのか,サプライヤ ーがあえてビッドしてこないということもあるかもしれません。また,かなり調整した価 格が提示されるようになった,以前にはなかったのに数日以内に申し合わせたように価格 変更が起こるといったことがあるかもしれません。バイヤーがカルテルが行われたと疑い 得る状況はたくさんあるのです。

問題は,バイヤーが怪しいと思ったときに十分なインセンティブを持って競争当局に報告してくれるかということです。しかし,現在はインセンティブが十分ではないと考えられる状況ですので,こうしたインセンティブを高めるような方策について考える価値はあります。もちろん報告をすれば彼らにとっての利益はあります。カルテルが実際にあって,そのカルテルを競争当局に報告することによってカルテルが崩壊すれば,最終的には仕入れ値が下がりますから,得をします。しかし,同時に,報告することのコストもあるわけです。購入先と販売先の関係には,常に協力の余地があります。契約が不完全ですから,購入先と販売先が協力する基盤があるのです。購入先が販売先の行為について競争当局に報告をするとその協力関係が崩れてしまうかもしれないというリスクがあるのです。また,競争当局を納得させるようなケースを整理するコストというものもあるかもしれません。電話をかけて「共謀が行われていると思います。」と言うだけでなく,当局が調査を行うだけのしっかりした根拠を提供する必要がありますから。

さらに,バイヤー間のただ乗りの可能性もあり,これは不十分な報告につながります。 実際に競争当局に報告したバイヤーにだけ諸々のコストがかかり,販売先との関係もまず くなってしまいます。他のバイヤーは,そのバイヤーの報告の結果,仕入れ値が下がって 利益を得ます。こうなると共謀の疑いに係る報告が不十分になると思われます。ですから, 被疑行為について十分な根拠を提供してもらうために,バイヤーに対して個人レベルでも 企業レベルでも金銭的な褒賞があればよいと考えるのは自然なことです。米国の民事損害 賠償の活用については,うまくいっていると考えられていますが,褒賞制度は少なくとも これを部分的に再現したものとして機能するでしょう。

次に,共謀情報を持っているかもしれない個人について考えてみたいと思います。これ は共謀企業の従業員,つまり実際のカルテル行為を行っている張本人ではないけれども同 じ会社に勤めている人です。例えば営業担当者です。カルテルの多くにおいて,共謀は高 位の役員間で行われています。営業担当者は,共謀には参加していないけれども,共謀を 疑うに足る情報を持っています。明らかに,彼らは価格を知っています。そして,ある企 業の入札に参加しないように言われたり,競合に負けても価格表を守るように言われたり して,あまり積極的に競争しなくてもいいと指導されているかもしれません。さらに,管 理部門の人が,支出内容や上司のアポの取り方がどこかおかしいと怪しむこともあります。 ですから,カルテル行為を行っている張本人ではない社内の従業員が怪しく思う場合がた くさんあり得ます。

この点について,欧州委員会の2つの決定を引用して強調したいと思います。

まず,美術オークションのカルテルです。この決定の中で,「クリスティーズ<sup>7</sup>との何らか の理解のうえで販売手数料を固定化する動きがあると感じている従業員がいるとサザビー ズ<sup>8</sup>が言っている」という記載があります。このような疑いは,公表した手数料率から逸脱 した割引をクリスティーズが提供した場合には,上司に報告せよと本部が指示していたこ とからも裏付けられました。

ノーカーボン紙のカルテル事件においても、「サッピ社<sup>9</sup>の従業員が同僚の2人の従業員が ライバル社とのミーティングに出掛けていたという強い疑いを持っていたことを認めた。 彼らは、価格引上げの実施について非常に確信のある様子で業界団体の会合から帰ってき て、ライバル社の反応をあまり気にしていなかった。」とされています。

これらは,関係のない従業員が疑いを持っていたカルテルの例ですが,おそらく,ほかにもたくさんあるでしょう。

ここでの本当の課題は,従業員に報告させるインセンティブを与えるということです。 内部告発をして裏付けが取れなかったということになると,その従業員は会社で罰せられ るかもしれません。あからさまに罰せられないにしても会社に対して忠誠心がなかったと 思われるかもしれないのです。ですから提案としては,これは単なる議論のためなのです が,報告することによって個人だけでなく企業にとっても裨益するようなプログラムにす るのです。個人に対して金銭的な褒賞を出すということも一つの案ですが,私がここで強 調させていただきたいのは,従業員が報告したのであれば,競争当局がその会社にアプロ ーチして,会社に対して通常の条件により全面的なリーニエンシーを与えるというアイデ

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> Christie's

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> Sotheby's

<sup>9</sup> Sappi Limited

アです。こうすることにより,従業員が会社にある程度ベネフィットを与えたことになり ますから。

次に,カルテルに関与していないが共謀の情報を有していると思われる第3の者,ライ バル会社を考えます。彼らは,ライバル社の価格について情報を得るでしょうし,ライバ ル社の行動を観察しています。ライバル社がカルテルの存在を疑うような場面はたくさん あるのです。本当の問題は,このような場合に,リーニエンシープログラムが果たす役割 というのがあるのかどうかということです。結論から申し上げますと,あまりないのでは ないかと考えています。ここで,2つのシナリオを考えることができます。

1つ目のシナリオは,カルテルに参加していない企業が共謀から大きな利益を得られる というシナリオです。つまり,競争業者が供給を制限して価格を上げるということになる と,自分たちも得をするかもしれません。間隙を縫って値下げをし,利益を分捕ることも できます。そういう状況下では,そのような企業に当局に報告させることは難しいでしょ う。

2つ目のシナリオはかなり違っています。これは,カルテルに参加していない企業が, 共謀があることにより大いに不利益を被っているかもしれないというシナリオです。最初 に申し上げた探知の研究において,49 件のうち 20%の事件が,カルテルに参加していない ライバル業者の申告によって分かった事件でした。これは,カルテルが,ライバル業者に とって反競争的に働いていたケースです。例えば,カルテル企業が,原材料を買い占めた り,差別的な価格戦争等を行ったりして供給を制限するようにしようとしていた場合です。 この場合,カルテルに参加していない企業は大きな被害を蒙っており,これを止めさせる ために,当局に報告する強いインセンティブがあるでしょう。この場合のインセンティブ はもともとかなり強いものであると思われ,リーニエンシープログラムは必要がないよう に思われます。

では、このセクションで申し上げたい最後の点を申し上げます。それは、バイヤーやカ ルテル行為に関与していない従業員やライバル業者に名乗り出てもらうようにするプログ ラムは、リーニエンシープログラムと補完し合うものだということです。先に申し上げま したように、リーニエンシープログラムが最も効果を発揮するのは、共謀についてある程 度の疑いを競争当局が有しているが、審査開始前の段階です。全く知識も情報もない段階 ではそんなに効果はないと思います。しかし、バイヤーやカルテル行為に関与していない 従業員が報告を寄せれば、全く情報がない段階から、リーニエンシープログラムが最も効 果を発揮する、競争当局が共謀の疑いを有している段階に移行します。ですからリーニエ ンシープログラムが整備されているということは、カルテルメンバー以外の者が報告する という、その他のプログラムに端緒を有するケースの摘発をより厳格にすることになるの です。 (スクリーニング)

では,第3のトピック,これは私が本日お話ししたいと思っておりました最後の点です が,そこに入っていきたいと思います。ここで考えたいのは,競争当局がもっと積極的に 現場へ出掛けていって,カルテルや共謀がある産業を見つけるという競争当局の積極的な 役割についてです。これは私のなじみのある国米国を含め,あまりやっていないかもしれ ませんが,試みは幾つかされています。最近はあまりありませんが,過去において考えら れたことはありました。

では,どうすれば共謀行為があるかもしれないマーケットを探し出すことができるかを 考えてみましょう。私はここで「あるかもしれない」ということを強調したいのです。こ こでの考えは,詳細に調査する価値のある業界はどこかを発見するということです。この 発見のプロセス全体をここでは「スクリーニング」と呼びます。

そのための一つの方法は,いわゆる構造的アプローチと呼ばれているものです。構造的 アプローチは,理論的に,またある程度は実証的に確認されている,カルテル形成のため の特徴を有している市場を明らかにしようというものです。この点についてより詳しく知 りたい方は,マッシモ・モッタ教授が書かれた競争政策についての非常に良い書籍<sup>10</sup>があり ますから,その書籍をご参照いただければと思います。これらの特徴とは,「数少ない企業」 「同質な商品」「安定的な需要」「過度の供給余力」といったものです。構造的アプローチ はこのような特徴を持つ産業を明らかにすることになります。しかし,この構造的アプロ ーチはおそらくそんなに効果的なものにならないのではないかというのが私の印象です。 どうしてかと申しますと,このアプローチは,たくさんのフォルスポジティブ<sup>11</sup>を起こすか らです。つまり,共謀がないのに誤って共謀があるとするおそれがあるのです。

例えば,2つの企業しかなく,同質的な製品があり,需要も安定してあまり大きなバイ ヤーがいない,そして,過剰生産力があるという共謀を行うための理想的な市場をイメー ジして下さい。そうすると,構造的アプローチを用いると,「理想的な環境だから共謀があ る」ということになりますが,実際にある場合は本当に少数なのです。なぜかというと, カルテルの存在に影響を与えるが,無視されている変数というものがあるからなのです。

ゲーム理論的にいっても,いろいろな均衡点があるわけです。共謀行為を含んでいるものもあれば,そうでないものもある。均衡点を決する変数の中で我々が知らない変数がたくさんあるのです。ですから,構造的アプローチはあまりうまく機能しないだろうと思うのです。

それとは違った,スクリーニングへのアプローチとして,行動主義的アプローチがあり ます。構造的アプローチは,カルテルが形成される一般的な条件に基づき,その業界のデ ータを考えます。行動主義的アプローチは,もしそこに本当にカルテルがあるのであれば, その実際のカルテルに起因するデータに基づく方法です。これには2つの方法があり得る

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> Motta, M. 2004 Competition Policy. Theory and Practice. Cambridge and New York: Cambridge University Press.と思われる。

<sup>11</sup> 誤検知の意

と思います。まず1つは,どういう形で調整をしているのか,証拠を探しに行くという方法です。これは直接コミュニケーションを取っているという証拠を探しに行くわけで,リーニエンシーもそのための1つの手段です。それに代わるもう1つの行動主義的アプローチは,その調整を行った結果どうなるのか,数量,価格,その他の市場データがどのように変わっていったのか,その結末を見るものです。ここでは後者の方法をお話いたします。

競争当局が,価格や数量についてのデータを用いて,この行動主義的アプローチを使った場合を考えてみましょう。これを行う際に満たす必要のある基準が3つあります。ここでは,データが入手可能な場合に,一般的に行われる行動主義的アプローチを,系統だった方法で行うということを念頭においています。

第1の基準は,価格,マーケットシェアあるいはそれ以外の簡単に入手できるデータを 使ってスクリーニングをするということです。もし他のあまりにもヘビーなデータを使わ なくてはいけないということであれば,このアプローチを使えるマーケットはあまりない かもしれません。

それから,あまり人的資源を費やさずにルーチン化できるスクリーニングでなければな りません。例えば,どの業界でもいいのですが,試験的なスクリーニングをする際に,あ まりにも人が必要だということになると,やはりスクリーニング可能なマーケットは少な くなります。ですので,シンプルで,かつ一般的なスクリーニングでなければなりません。 これが第2の基準です。

そして,このスクリーニングはカルテル側が避けにくいものでなければなりません。カ ルテル企業によるちょっとした戦略によって回避可能なスクリーニングではいけません。 これが第3の基準です。

これらの3つの基準を満たす行動主義的スクリーニングについて今日は2つご紹介しま す。これらはかなり一般的なものです。その一つは,共謀を示すようなマーカー<sup>12</sup>を明らか にする方法,そして二つ目のアプローチは,マーケットデータを生み出していくプロセス の中で構造的な断絶あるいは不連続がないかを明らかにする方法です。

共謀を示すようなマーカー探しという最初の方法について,ここにいくつか事例があり ます。これらはマーケットデータの中の特徴で,競争よりは共謀を示すと思われるもので す。競争があったとしても見られるマーカーかもしれませんが,どちらかといえばやはり 共謀を示すマーカーであると思われるものです。例えばある会社のマーケットシェアは, 時間が経つと負の相関関係を示している,つまり今日のマーケットシェアは大きいかもし れないが,明日には不自然に小さくなるというものです。そのようなデータの特徴を生む 共謀のスキームはたくさんあります。あるいはマーケットシェアがあまりにも変わらな過 ぎる,あるいは企業間で価格の相関関係が高過ぎる,またあるいは価格の変動が小さ過ぎ るといったことがその他の共謀を示すデータの特徴として考えられます。この点について は,もう少し詳しくお話させて下さい。具体例を紹介します。

<sup>12</sup> ここでは、「データの特徴」の意

東京大学のジョー・チェン (Joe Chen)先生と一緒に行った研究がありますが,この研 究では,カルテルが存在した場合,価格の変動が,競争的な産業に比べて,小さくなる傾 向が見られます。これをより具体化するために,最近のアメリカのカルテルの事例を紹介 します。



これは冷凍の白身の魚,スズキの事例です[上図<sup>13</sup>]。価格は上の線です。1987年1月か ら 1989年9月までとなっています。一番下がコストです。そして,3つの年代の区分があ ります。左側は共謀があった期間,真ん中は共謀から競争に移行している期間,右側が競 争が存在している期間です。価格を見ていただくとお分かりのとおり,共謀のときには価 格が変動していませんが,競争が始まると変動していることが分かります。

このような証拠を探していくわけです。そして,その背景にある考えとして,例えば価格がどのように変動しているかを見ます。つまり,価格の平均変動といった何らかのベン チマークの価格変動に対してその動きが小さいときは,もっと深く審査をしなければいけ ないということが分かってきます。一番下はコストですが,コストを見ても,共謀期間と 競争期間で,なぜこれだけ価格の変動が変わってくるのか説明がつきません。

2つ目の行動ベースのスクリーニングの方法は,マーケットデータを生み出すプロセスの中で,構造的な断絶を探すというものです。談合の全ての目的は,価格形成過程に影響を及ぼすところにあります。もし影響が何もないのであれば,企業の利益は変わらず,よ

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup> Abrantes-Metz, Rosa M., Luke M. Froeb, John Geweke, and Christopher T. Taylor, "A Variance Screen for Collusion," FTC Bureau of Economics Working Paper No. 275, March 2005 (qtd. in Harrington, Joseph E. Jr. "Corporate Leniency Programs and the Role of the Antitrust Authority in Detecting Collusion," 37. <u>Competition Policy Research Center</u>. Jan. 2006. Competition Policy Research Center. <a href="http://www.jftc.go.jp/cprc/DP/CPDP-18-E.pdf">http://www.jftc.go.jp/cprc/DP/CPDP-18-E.pdf</a>>)

って,そもそも共謀する理由がありません。したがって,共謀による価格形成過程の変化 は,突然起こりますので,間違いなく,検知ができるものなのです。そして,それはカル テルの形成だけでなく,先ほどの冷凍の魚のようにカルテルの消滅によっても起こります。

何を探さなければいけないのかということですが,例えば平均価格は変わったのか,あ るいは企業の価格と原価との相関関係が変わったのか,各企業間,競合他社間の価格の相 関関係が変わったのか,変動の仕方が変わったのか,マーケットシェアが変わったのかと いった,何かの変化を探すのです。データ形成過程において何が変わったのかを見ます。

もう少し具体的な話をするために,今度は,NASDAQ(National Association of Securities Dealers Automated Quotations)のマーケットメーカー間の共謀についてお話します。証券市場です。ここでいう企業は証券市場において株を売買している企業です。



これは Christie and Schultz の研究データ<sup>14</sup>です [上図] 横軸はスイッチに対する日で す。真ん中がゼロになっていますが,これは共謀価格が実行された日に当たります。点線 はビッド/アスク スプレッド(Bid-Ask Spreads)です。これは売りと買いの差額で,プ ライス・コスト・マージン(PCM 利益率)と考えても結構です。それで,このゼロのと ころに急な,かつ,明確な断絶があるわけです。もしこのマーケットにスクリーニングが かかっていたとしたら,共謀を見つけることができたはずです。ところが当時は分からず, 何年か経ってから,この Christie and Schultz の研究結果で偶然に分かったのです。

<sup>&</sup>lt;sup>14</sup> Christie, William G. and Paul H. Schultz, "The initiation and Withdrawl of Odd-Eighth Quotes Among Nasdaq Stocks: An Empirical Analysis," *Journal of Financial Economics*, 52(1999), 409-442 (qtd in Harrington, Joseph E. Jr. "Corporate Leniency Programs and the Role of the Antitrust Authority in Detecting Collusion," 38. <u>Competition Policy Research Center</u>. Jan. 2006. Competition Policy Research Center. <a href="http://www.jftc.go.jp/cprc/DP/CPDP-18-E.pdf">http://www.jftc.go.jp/cprc/DP/CPDP-18-E.pdf</a>)

ここで、一体なぜ、リーニエンシープログラムがあるにもかかわらず、スクリーニング などしなければならないのかという疑問を持つかもしれません。しかし、申し上げたよう に、リーニエンシーが効果を発揮するのは共謀に関して競争当局が疑いを有している場合 です。つまり、企業が、当局は共謀があると少し疑っているのではないかと思っていると きに、リーニエンシーは非常に効果があります。逆に関与している企業が当局は何も知ら ないと思っている場合には、案外効果がないのです。ですから、当局に全く知識がなかっ た段階から審査前の段階へ移行させるものは、リーニエンシーの効果を非常に高めます。 そして、その方法の一つがスクリーニングなのです。先ほども申し上げたように、スクリ ーニングとリーニエンシーとは相互に補完する関係にあります。リーニエンシーがあるこ とで、スクリーニングはより大きな意味を持つのです。完全な審査をしたからといって、 必ずしも共謀が見つかるという保証はありません。疑いが発生してリーニエンシーで促す ということになった場合に、初めてこのプログラムを持つ意味があるのです。

ここで,スクリーニングについての考えといいますか,提言といいますか,2つさせて 下さい。これらはどの国でも当てはまる,一般的な考え方です。まず,政府調達の契約で スクリーニングをかけるということがあります。1950年代のアメリカでも実際にやってい たのですが,なぜか今はやっていません。この政府調達契約についてスクリーニングをか けることを提案する理由は,そのデータが容易に入手できるからです。

2つ目は少し論争的になるかもしれませんし,私が個人的に思い付いた考えなのですが, 過去に違反した企業にスクリーニングをかけるのです。累犯や再犯がよくあることが分か っています。最近の諏訪園氏のスピーチ<sup>15</sup>によると,日本の企業の10%以上は過去にも共 謀で処罰を受けたことのある累犯事業者です。ですから,違反行為を行った事業者に対し, 罰則だけではなく,行動是正を求めるのです。これは他の反トラスト行為にもよく使われ ているのですが,ここでの是正措置は価格データを出させるということです。モニターの ために定期的に価格データを出させ,これらをバイヤーの購入価格とつき合わせ,その信 憑性を確認するのです。

(まとめ)

では,ここでこれらの私の提案をまとめさせていただき,議論の材料とさせていただけ ればと思います。

まず第1に審査前の段階ですが,ここを慎重に考える必要があります。日本のプログラ ムを考えてみると,審査前か以後かでリーニエンシーの額に非常に大きな差があります。 これは大きなメリットになるわけです。いかにしてそのメリットを最大限に活用するかを 考えなくてはいけません。

第2に,これはむしろ学界に対してなのですが,いかにしてリーニエンシーの効果を測

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> 諏訪園氏(公正取引委員会事務総局経済取引局総務課企画室長(当時)が2005年5月24日に韓国済州 島にて行ったスピーチのこと。スピーチ資料等は次のURLからダウンロードできる。 http://www.jftc.go.jp/e-page/policyupdates/speeches/index.html.

ることができるのか,より広い意味の反トラスト政策に関するプログラムが経済全体の共 謀率にどれだけ影響があるのかということを考えていこうということです。この点は,政 策をより良いものに改善していく上で非常に重要な点です。

第3に,バイヤーあるいは共謀に関与していない従業員にも報告をさせるように促すプログラムを考えるということです。当局としても欲しいと思う有用なデータを彼らが有していた場合,いかにして彼らにそのような情報を当局に提供させるようにするかということです。

第4は,政府調達契約についてスクリーニングをかけるということです。

第5に,行動是正措置の一つとして,過去の違反者に対して,実際に共謀を行っていた マーケットだけでなく,その他のマーケットの価格データをも出させるということです。

最後に,競争当局は摘発者でもあり,訴追者でもあり,また処罰者でもあるわけです。 しかし,私は,当局はそもそもカルテルに関する情報を収集し広めるという重要な役割を 果たし得るとも思っています。これは米国司法省に当てはまることですが,これまで司法 省はこのような情報の収集そして発信があまり上手くありませんでした。我々はカルテル をもっと理解する必要があります。当局にはそのために役に立つ情報がたくさんあるので す。その情報は学界にとっても役に立つと思います。そのような情報を用いて,学界は, もっとマーカーを見いだすことができるかもしれませんし,もっといいスクリーニング方 法を見いだすことができるかもしれません。また,当局と学界が連携して情報を交流させ れば,カルテルの理解をより深めることができると思いますし,もって,より効果的にカ ルテルと闘うことができるようになると思います。

私の報告は以上ですが,本日このような機会を頂いたことに感謝を申し上げたいと思い ます。日本の公正取引委員会におかれましては,これからのカルテル対策における成功を お祈りいたします。ありがとうございました。

小島:ハリントン教授,どうもありがとうございました。では,ハリントン教授の御講演 について,松井教授からコメント等をいただければと思います。時間は 20 分です。では, 松井教授よろしくお願い申し上げます。

2.松井教授のコメント

ハリントン教授の論文は,またこの背後にも実際に膨大な量の学術論文がありますが, かなり精緻な分析をなさっていて私などの出る幕はほとんどなく,何を話していいものか と思っているのが正直なところです。今日のお話にありましたように,日本もかなり欧米 に比肩するような制度設計になってきました。いろいろな側面で多少は違うと思いますが, 比較分析がようやくできるようになったというステージだと思います。それを早速取り上 げたハリントン教授の素早い動きに,まず驚きと同時に称賛の意を表したいと思います。 そういうわけで,ハリントン教授の話そのものに対して私が付け加えることはそれほど ありませんので,むしろバッググラウンドの比較といいますか,日本の実情,歴史的なこ とに少し触れさせていただきたいと思います。それからハリントン教授が説明されなかっ た部分を補完するような形でゲームの話をさせていただき,最後に少しマイナーコメント をさせていただきます。

(カルテルを巡る日本の実情)

では,まず日本の実情,過去から見てみたいと思います。皆さんご存じのように,特に 1960年代を中心に日本はカルテルの天国のようなところでした。実際の数字を見ても,特 に重要なのはいわゆる合法的なカルテルが非常に多くあり,例えば1963年においては合法 的に認められていたカルテルが1,002件という統計が出ています。細かいことですが,そ のうちの半分程度が製造業で,また,出荷額の28%ということで,非常に大きなカルテル 天国だったと言えます。もちろんこの他に非合法的なカルテルもたくさんありました。こ ういった状況では,石を投げればカルテルにぶつかるというくらい,サスペクトするのは ある意味で簡単だったと思います。

ハリントン教授が4枚目のスライドの中で, Hay and Kelley の 49 件中2件だけが反ト ラスト局によって見つかったという話<sup>16</sup>をされていました。公正取引委員会の資料でも,ち ょうど同じものはなかったのですが,同じ時期にいわゆる公取委によって見つかったカル テルの統計と申告の資料があります[下表]確かに申告のほうが多いことは多いのですが, 4割近くは公取委によって実際にディテクトされたということで,アメリカの実情とはか なり違っていたのではないかと思います。

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> P11 参照。

|        | new investigation<br>( 1) | detected by JFTC<br>( 2) | complaint ( 3) |
|--------|---------------------------|--------------------------|----------------|
| FY1963 | 41                        | 13                       | 28             |
| 1964   | 34                        | 13                       | 21             |
| 1965   | 148                       | 54                       | 94             |
| 1966   | 96                        | 41                       | 55             |
| 1967   | 104                       | 44                       | 60             |
| 1968   | 138                       | 63                       | 75             |
| 1969   | 111                       | 29                       | 82             |
| 1970   | 132                       | 44                       | 88             |
| 1971   | 98                        | 44                       | 54             |
| 1972   | 116                       | 44                       | 72             |
| Total  | 1,018                     | 389                      | 629            |

1 当該年度に開始された審査件数

2 1 のうち, 公正取引委員会が自ら探知した件数

3 2のうち,一般からの報告による件数

出所: 各年度の公正取引委員会年次報告

これはディテクトされたものだけですので,このほかにも当然氷山の隠れているものが 多いということは簡単に予想できます。こういった状況の下では,ある種の規範といいま すか慣習といいますか,そういったものができあがってくるのではと予想されるわけです。

(カルテルを巡る規範と慣行)

1つは,言ってみればカルテルにはかなり合法的なカルテルもありますので,いわゆる Sense of permission, つまり許可されているのだと思ってしまうケースが多いということ です。「たくさんの合法的カルテルがあるのに,なぜおれたちのが駄目なんだ」と思っても 不思議はないわけですし,「みんなやっているのだからいいじゃないか」ということでやっ てしまうということも当然考えられます。そういった規範的な側面は無視できない部分で す。

たとえそういった頭の中にある考えを除いたとしても,慣習としてのカルテルも多かっ たのではないかと思います。この辺はハリントン教授がご専門ですので,私が言うのもお こがましいのですが,繰り返しゲームを考えてみると,いわゆるフォーク定理というもの があり,いろいろな均衡があります。ハリントン教授もおっしゃっていましたが,競争す るような均衡もあるし,カルテルを結ぶような均衡もあるわけですから,その中でどうい う均衡を選ぶのかという均衡選択の問題も発生してくるわけです。しかし,みんながカル テルをやっている状況では,わざわざ競争するような均衡を選ぶよりは,共謀してカルテ ルを結ぶような均衡を選ぼうではないかというふうにみんなが思ったり話し合ったりして も不思議ではありません。

ここでは Norm-oriented cartel とか collusion と呼ばせていただいていますが,こういっ たものに対してはやはり何らかの規範的な対抗策を取らなくてはいけません。恐らく一番 重要で,またこれまで進んできたのは,これは法律の廃止等も含めてですが,合法的なカ ルテルの数を減らすということだったのではないかと思います。それからもう1つは,や はり市場の競争というゲームのルールに従ってプレーすることが結局は得になるという規 範をサポートする制度を作っていく必要があります。

実際に前者に関しては公取委だけではなく関係省庁,それから政治のほうでの努力によって,だいぶ減ってきたわけです。これ[下グラフ]を見ていただくとピークが 60 年代から 70 年代になっていますが,そのころは 1,000 件くらいあった合法的なカルテルの数が法律の廃止等によってどんどん減ってきて,昨年の段階で 24 件にまで減っているという状況です。こういった形で,合法的なカルテルはない,アメリカのようにカルテルは基本的にそれ自体違法であるという態度を示し続けていくことが重要なのではないかと思います。



### (均衡選択問題)

その点では 70 年代以降一定の成果を日本も上げてきて,ようやくアメリカに追い付いて きました。ただ,これはあくまでも合法的なカルテルを認めなくなったということで,今 問題になっている違法なカルテルをどう取り締まっていくか,あるいはそれがどういうふ うに結ばれるかということに関しては,当然これだけでは解決はしていきません。そこで 若干理論的な話になってしまいますけれども,これはハリントン教授のご専門なのですが, ご遠慮されたのか,ご説明されなかった部分もありますので,補足の意味でもお話しさせ ていただきたいと思います。 均衡選択ということなのですが,ご存じのようにカルテルが結ばれるインダストリーで は,これはどこでもそうですけれども,いわゆる ongoing business ということで,実際に 市場で相手と顔を見合わせているかどうかは別として,お互いに毎日同じ土俵でプレーし ています。そういうプレーヤーたちの間で繰り返される状況の中で,何が起きるかという ことが重要な議論となってくるわけです。そこで問題になってくるのが先ほど申し上げた, どういった均衡が実現するかということです。つまり,競争的な均衡が実現するのか,カ ルテルが結ばれるような協調的な均衡が実現してしまうのかという点です。

もちろんカルテルを維持していくためには規範というものが重要です。カルテルは全然 悪くないという考えや,仲間内なのだから協力するのは当たり前だといったような規範が カルテル,共謀行為を維持していくのには確かに重要ではあるのですが,それを離れて, ある意味で純粋に合理的,利己的なプレーヤーたちを考えたとしても,先ほど申し上げた ように多くの競争的な均衡もあれば協調的な均衡もあるということで,そのうちの協調的 な均衡をどう削り,競争的な均衡を実現していくかということが規制当局には求められて いるわけです。

そこで申し訳ないのですが,次のような表[下表]にお付き合いいただきたいと思いま す。これはご存じの方も多いと思いますが,「囚人のジレンマ」というゲームです。先日ラ イブドアの問題が出てきましたが,実際に逮捕される前は宮内氏<sup>17</sup>などは堀江氏<sup>18</sup>は関係が ないということを盛んに言っていました。しかし皆さんもご存じのように,逮捕されて実 際に取り調べが始まった後は,堀江氏の承認があった,指示があったという証言に変わっ てきていると報道されています。囚人のジレンマは,まさにその状況を示したものです。

|   | С      | D     |
|---|--------|-------|
| С | 10, 10 | 2, 12 |
| D | 12, 2  | 4, 4  |

Cと書いてあるのは cooperation の略で,共謀や,囚人のジレンマのケースの場合には黙秘を意味します。2人の共犯者が取り調べを受けていて黙秘をすると,例えば10 ずつの結構高い利得が得られます。一方,Dというのは defection のDです。表現は悪いのですが両者が相手を裏切ったとき,また競争政策の観点で言えばむしろ競争的な行動を取るということになるかと思いますが,そうしたときには4ずつと,先ほどの10 ずつの利得に比べて低い利得を得ることになります。

ここで重要な点は,対角線DCとCDの部分です。例えば片方のプレーヤーが,相手が 黙秘をしているときに自分は自白する,つまりDを取ると,その囚人のほうがある意味で

<sup>17</sup> 宮内亮治 ライブドア財務担当取締役

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> 堀江貴文 ライブドア前社長

罪が減免され,12 という利得を得ます。それに対して黙秘を守ったほうはより重い罰を受けて,2 という非常に低い利得になってしまうのです。これが囚人のジレンマの特徴です。 CDのほうがちょうど対称的ですね。

私も,ないに越したことはないと思いますが,例えばそれこそ一生に一度あるかないかの状況で取り調べを受けて,こういう状況になってしまえば,自白ないしは当局に協力するという行動を取るかもしれません。ところが実際のビジネスでは,日々取引が続いているわけです。このような中では当然様相が変わってきます。

例えば少し専門用語になってしまいますが、「Grim Trigger Strategy」という戦略があり ます。これはどういうものかというと、協力を続けているのですが、どこかでどちらかが 裏切ったら、ないしは競争的になったら、その時点で共謀はやめて、それ以降はずっと競 争状態に陥るという戦略です。先ほどの表を思い出していただきたいのですが、まず、こ の戦略に従い続けると、それぞれ10ずつの利得が得られます。それに対し、例えば協調を やめて競争状態に移った場合はその時点では得をして、12の利得が得られます。ここまで を考えると、やはり競争に行ったほうがいいと思うかもしれませんが、実は関係が繰り返 されているためにそれ以降は低い競争状態に落ち込んでしまい、4ずつの利得しか得られ ません。これを計算していくと最初は2だけ得をするのですが、相手を1回出し抜いてし まったことで、利得の差を比較するとマイナス6ずつになります。この場合は、ある程度 将来のことを考えるプレーヤーであれば協力するという行動をとることが考えられるわけ です。

リーニエンシープログラム,独禁法ともに,完全に共謀のインセンティブを削ることは できません。実際には摘発率もそれほど高くないといわれてもいますので,共謀のときの 利得を競争のときの利得に比べてより低くするということは難しいのかもしれません。し かし,共謀をしたときの利得を減らしていくことはできるでしょう。

例えば,独禁法があれば,CCのときの利得を捕まったときの損を考えて10,10から6, 6に減らすことができるかもしれず,そうすると共謀するインセンティブが少し減ってく るかもしれません[下表]。さらにリーニエンシー制度を取り入れれば,これも確かに100% 効果があるかどうかはふたを開けてみないと分からない部分が多いと思いますが,特に競 争状態に移ろうと思った企業はそれによって大幅に得をするということが出てきます。こ れを繰り返しの状況で考えると,協調しようと思っても今度は協調・共謀に従った場合に 6の利得しか得られないのに対し,ディフェクトした場合の利得は大きくなり,その後の ロスも小さくなります。そこで共謀のインセンティブをそぐということになってくると思 います。

|   | С     | D     |
|---|-------|-------|
| С | 6, 6  | 2, 12 |
| D | 12, 2 | 4, 4  |

もちろんこれだけでは共謀が完全になくなるという保証はありませんが,競争すること が社会にとって重要であるし,そちらの均衡にこれから移っていくのだという信念を植え 付けていくことが大事であり,それを通じて競争というものの基盤,規範が根付いていく のではないかと思います。そういう意味で,リーニエンシープログラムは100%ではないけ れども競争へシフトする手伝いをするという非常に重要な役割を持っているのです。

(カルテル規制等への示唆)

では,何点かごく簡単なコメントをさせていただきます。

まず,カルテルというのはそこから離脱するときに,理論ではしばしば1人だけ,1企 業だけのディビエーション<sup>19</sup>を考えますが,もう少しジョイント・ディビエーションのよう なものを考えても面白いのではないかというのが1点目です。そうすると,ポスト・イン ベスティゲーション<sup>20</sup>のときに,例えば3社で 30%ずつで申請するということも意味があ るかもしれません。

それからもう1点は,Harrington-Chen の論文<sup>21</sup>に対するコメントなのですが,もし本 当にこれがうまくいくということで公取委などが使い始めてしまうと,今度は事業者側が 価格を意図的にフラクチュエートさせるインセンティブが出てくるのではないでしょうか。 そこまで考えた上で,いたちごっこにならないような形でプログラムを設計していくこと が重要なのではないかと思います。

最後に一言だけ申し上げます。アメリカ,EUともにそれぞれ Federal States,European Commission があり,また各国にも競争当局があって,ある意味でいい緊張関係を保ちながらコンペティション・ポリシーというものを進めていると思います。日本にそういった緊張関係を保てる,公取委に対する当局というものがもっとあっても面白いのではないかという印象を持っています。

少し時間を超過しましたが,以上です。どうもありがとうございました。

小島:松井教授,どうもありがとうございました。それでは,以上で午前中のプログラム を終わります。

壇上の先生方が退場されますので,皆様,今一度,拍手をお願いいたします。

<sup>&</sup>lt;sup>19</sup> Deviation (逸脱)の意

<sup>20</sup> 立入検査後の意

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> P24-25 参照